

原子力発第19290号
令和元年11月27日

原子力規制委員会 殿

住 所 高 5号
申請者名 四
代表者氏名 取締役社長 社長執行役員
長 井 啓

伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書の補正について

平成30年10月10日付け、原子力発第18163号をもって申請しました伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書を下記のとおり一部補正いたします。

記

伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書を別添のとおり補正する。

別添

伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書

(平成30年10月10日 原子力発第18163号)の補正前後比較表

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
1	一	<p>名 称 所 住 所 代表者の氏名</p> <p>四国電力株式会社 高松市丸の内2番5号 取締役社長 <u>佐伯 勇人</u></p>	<p>名 称 所 住 所 代表者の氏名</p> <p>四国電力株式会社 高松市丸の内2番5号 取締役社長 <u>社長執行役員 長井 啓介</u></p>	<p>・代表者交代の反映</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
2	<p>四 1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地</p>	<p>1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地 (1) 廃止措置対象施設 廃止措置対象施設の範囲は、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた2号炉の発電用原子炉及びその附属施設並びに平成30年5月25日付け原子力発第18065号をもって伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可の申請をした使用済燃料乾式貯蔵施設のうち、使用済燃料乾式貯蔵容器（1号及び2号炉用）（以下「使用済燃料乾式貯蔵容器」という。）及び使用済燃料乾式貯蔵建屋である。 なお、1号炉との共用施設については、2号炉の発電用原子炉施設としての保守管理を実施し、2号炉の発電用原子炉施設として施設定期検査を受けるものとする。3号炉との共用施設については、3号炉の発電用原子炉施設としての保守管理を実施し、3号炉の発電用原子炉施設として施設定期検査を受けるものとする。また、3号炉との共用施設は、2号炉の廃止措置終了後も3号炉の発電用原子炉施設として引き続き供用する。 原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を第4.1表に、廃止措置対象施設を第4.2表に示す。</p>	<p>1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地 (1) 廃止措置対象施設 廃止措置対象施設の範囲は、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた2号炉の発電用原子炉及びその附属施設並びに平成30年5月25日付け原子力発第18065号をもって伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可の申請をした使用済燃料乾式貯蔵施設のうち、使用済燃料乾式貯蔵容器（1号及び2号炉用）（以下「使用済燃料乾式貯蔵容器」という。）及び使用済燃料乾式貯蔵建屋である。 なお、1号炉との共用施設については、2号炉の発電用原子炉施設としての保守管理を実施し、2号炉の発電用原子炉施設として施設定期検査を受けるものとする。3号炉との共用施設については、3号炉の発電用原子炉施設としての保守管理を実施し、3号炉の発電用原子炉施設として施設定期検査を受けるものとする。また、3号炉との共用施設は、2号炉の廃止措置終了後も3号炉の発電用原子炉施設として引き続き供用する。 原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を第4.1表に、廃止措置対象施設を第4.2表に示す。</p>	<p>・記載の明確化</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まれない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																								
9	四 第4.1表 原子炉設置 許可及び原 子炉設置変 更許可の経 緯	<p>第4.1表 原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯(5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>許可年月日</th> <th>許可番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年10月4日</td> <td>原規規発 第1710043号</td> <td>3号原子炉施設の変更 (核燃料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設定) (非常用ガスタワービン発電機の設定)</td> </tr> <tr> <td>平成30年6月27日</td> <td>原規規発 第1806272号</td> <td>3号原子炉施設の変更 (核燃料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備(3系統 目)の設定)</td> </tr> </tbody> </table>	許可年月日	許可番号	備考	平成29年10月4日	原規規発 第1710043号	3号原子炉施設の変更 (核燃料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設定) (非常用ガスタワービン発電機の設定)	平成30年6月27日	原規規発 第1806272号	3号原子炉施設の変更 (核燃料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備(3系統 目)の設定)	<p>第4.1表 原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯(5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>許可年月日</th> <th>許可番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年10月4日</td> <td>原規規発 第1710043号</td> <td>3号原子炉施設の変更 (核燃料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設定) (非常用ガスタワービン発電機の設定)</td> </tr> <tr> <td>平成30年6月27日</td> <td>原規規発 第1806272号</td> <td>3号原子炉施設の変更 (核燃料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備(3系統 目)の設定)</td> </tr> <tr> <td>平成30年12月12日</td> <td>原規規発 第1812123号</td> <td>3号原子炉施設の変更 (実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う地震時の 燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 に係る設計方針の追加)</td> </tr> <tr> <td>平成31年1月16日</td> <td>原規規発 第1901165号</td> <td>3号原子炉施設の変更 (実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う「柏崎刈 羽原子力発電所6号炉及び7号炉 の新規制基準適合性審査を通じて 得られた技術的知見の反映」及び 「内部溢水による管理区域外への 漏えいの防止」に係る事項の追加)</td> </tr> </tbody> </table>	許可年月日	許可番号	備考	平成29年10月4日	原規規発 第1710043号	3号原子炉施設の変更 (核燃料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設定) (非常用ガスタワービン発電機の設定)	平成30年6月27日	原規規発 第1806272号	3号原子炉施設の変更 (核燃料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備(3系統 目)の設定)	平成30年12月12日	原規規発 第1812123号	3号原子炉施設の変更 (実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う地震時の 燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 に係る設計方針の追加)	平成31年1月16日	原規規発 第1901165号	3号原子炉施設の変更 (実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う「柏崎刈 羽原子力発電所6号炉及び7号炉 の新規制基準適合性審査を通じて 得られた技術的知見の反映」及び 「内部溢水による管理区域外への 漏えいの防止」に係る事項の追加)	<ul style="list-style-type: none"> 許可の経緯追加
許可年月日	許可番号	備考																										
平成29年10月4日	原規規発 第1710043号	3号原子炉施設の変更 (核燃料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設定) (非常用ガスタワービン発電機の設定)																										
平成30年6月27日	原規規発 第1806272号	3号原子炉施設の変更 (核燃料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備(3系統 目)の設定)																										
許可年月日	許可番号	備考																										
平成29年10月4日	原規規発 第1710043号	3号原子炉施設の変更 (核燃料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設定) (非常用ガスタワービン発電機の設定)																										
平成30年6月27日	原規規発 第1806272号	3号原子炉施設の変更 (核燃料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備(3系統 目)の設定)																										
平成30年12月12日	原規規発 第1812123号	3号原子炉施設の変更 (実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う地震時の 燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 に係る設計方針の追加)																										
平成31年1月16日	原規規発 第1901165号	3号原子炉施設の変更 (実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う「柏崎刈 羽原子力発電所6号炉及び7号炉 の新規制基準適合性審査を通じて 得られた技術的知見の反映」及び 「内部溢水による管理区域外への 漏えいの防止」に係る事項の追加)																										

(注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																				
10	四 第4.2表 廃止措置対 象施設	<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (1./3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建家) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電用原子炉施設の一 般構造</td> <td>その他の主要な構 造</td> <td>原子炉補助建家</td> </tr> <tr> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート 壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設 備</td> <td>燃料取替装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設 備</td> <td>除染装置^{※2}</td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">原子炉冷却 系統施設</td> <td rowspan="6">1次冷却設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料乾式貯蔵施設^{※2}</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">原子炉冷却 系統施設</td> <td rowspan="6">2次冷却設備</td> <td>主蒸気管</td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td>主蒸気ダンプ系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁</td> </tr> <tr> <td>高压注入系</td> </tr> <tr> <td>低压注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉冷却 系統施設</td> <td rowspan="4">非常用冷却設備</td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉冷却 系統施設</td> <td rowspan="4">その他の主要な事 項</td> <td>燃料取替装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置^{※2}</td> </tr> <tr> <td>除染装置^{※2}</td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">原子炉冷却 系統施設</td> <td rowspan="6">1次冷却設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料乾式貯蔵施設^{※2}</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">原子炉冷却 系統施設</td> <td rowspan="6">2次冷却設備</td> <td>主蒸気管</td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td>主蒸気ダンプ系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁</td> </tr> <tr> <td>高压注入系</td> </tr> <tr> <td>低压注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉冷却 系統施設</td> <td rowspan="4">非常用冷却設備</td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉冷却 系統施設</td> <td rowspan="4">その他の主要な事 項</td> <td>燃料取替装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置^{※2}</td> </tr> <tr> <td>除染装置^{※2}</td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵設備^{※2}</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称	発電用原子炉施設の一 般構造	その他の主要な構 造	原子炉補助建家	炉心	炉心支持構造物	原子炉本体	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁		原子炉格納容器外周のコンクリート 壁	核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設	核燃料物質取扱設 備	燃料取替装置 ^{※1}	燃料移送装置 ^{※2}	核燃料物質貯蔵設 備	除染装置 ^{※2}	新燃料貯蔵設備 ^{※2}	原子炉冷却 系統施設	1次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備 ^{※2}	使用済燃料乾式貯蔵施設 ^{※2}	蒸気発生器	1次冷却材ポンプ	1次冷却材管	加圧器	原子炉冷却 系統施設	2次冷却設備	主蒸気管	蒸気タービン	主蒸気ダンプ系	主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁	高压注入系	低压注入系	原子炉冷却 系統施設	非常用冷却設備	蓄圧注入系	化学体積制御設備	余熱除去設備	原子炉補機冷却水設備	原子炉冷却 系統施設	その他の主要な事 項	燃料取替装置 ^{※1}	燃料移送装置 ^{※2}	除染装置 ^{※2}	新燃料貯蔵設備 ^{※2}	原子炉冷却 系統施設	1次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備 ^{※2}	使用済燃料乾式貯蔵施設 ^{※2}	蒸気発生器	1次冷却材ポンプ	1次冷却材管	加圧器	原子炉冷却 系統施設	2次冷却設備	主蒸気管	蒸気タービン	主蒸気ダンプ系	主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁	高压注入系	低压注入系	原子炉冷却 系統施設	非常用冷却設備	蓄圧注入系	化学体積制御設備	余熱除去設備	原子炉補機冷却水設備	原子炉冷却 系統施設	その他の主要な事 項	燃料取替装置 ^{※1}	燃料移送装置 ^{※2}	除染装置 ^{※2}	新燃料貯蔵設備 ^{※2}	<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (1./3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建家) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電用原子炉施設の一 般構造</td> <td>その他の主要な構 造</td> <td>原子炉補助建家</td> </tr> <tr> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート 壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設 備</td> <td>燃料取替装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設 備</td> <td>除染装置^{※2}</td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">原子炉冷却 系統施設</td> <td rowspan="6">1次冷却設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料乾式貯蔵施設^{※2}</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">原子炉冷却 系統施設</td> <td rowspan="6">2次冷却設備</td> <td>主蒸気管</td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td>主蒸気ダンプ系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁</td> </tr> <tr> <td>高压注入系</td> </tr> <tr> <td>低压注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉冷却 系統施設</td> <td rowspan="4">非常用冷却設備</td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉冷却 系統施設</td> <td rowspan="4">その他の主要な事 項</td> <td>燃料取替装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置^{※2}</td> </tr> <tr> <td>除染装置^{※2}</td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵設備^{※2}</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称	発電用原子炉施設の一 般構造	その他の主要な構 造	原子炉補助建家	炉心	炉心支持構造物	原子炉本体	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁		原子炉格納容器外周のコンクリート 壁	核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設	核燃料物質取扱設 備	燃料取替装置 ^{※1}	燃料移送装置 ^{※2}	核燃料物質貯蔵設 備	除染装置 ^{※2}	新燃料貯蔵設備 ^{※2}	原子炉冷却 系統施設	1次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備 ^{※2}	使用済燃料乾式貯蔵施設 ^{※2}	蒸気発生器	1次冷却材ポンプ	1次冷却材管	加圧器	原子炉冷却 系統施設	2次冷却設備	主蒸気管	蒸気タービン	主蒸気ダンプ系	主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁	高压注入系	低压注入系	原子炉冷却 系統施設	非常用冷却設備	蓄圧注入系	化学体積制御設備	余熱除去設備	原子炉補機冷却水設備	原子炉冷却 系統施設	その他の主要な事 項	燃料取替装置 ^{※1}	燃料移送装置 ^{※2}	除染装置 ^{※2}	新燃料貯蔵設備 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・設備が設置されている建家を含むことの明確化 ・記載の適正化 (番号の繰り下げ)
施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称																																																																																																																																						
発電用原子炉施設の一 般構造	その他の主要な構 造	原子炉補助建家																																																																																																																																						
	炉心	炉心支持構造物																																																																																																																																						
原子炉本体	燃料体	燃料集合体																																																																																																																																						
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																																																						
	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																																																																						
		原子炉格納容器外周のコンクリート 壁																																																																																																																																						
核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設	核燃料物質取扱設 備	燃料取替装置 ^{※1}																																																																																																																																						
		燃料移送装置 ^{※2}																																																																																																																																						
	核燃料物質貯蔵設 備	除染装置 ^{※2}																																																																																																																																						
		新燃料貯蔵設備 ^{※2}																																																																																																																																						
原子炉冷却 系統施設	1次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備 ^{※2}																																																																																																																																						
		使用済燃料乾式貯蔵施設 ^{※2}																																																																																																																																						
		蒸気発生器																																																																																																																																						
		1次冷却材ポンプ																																																																																																																																						
		1次冷却材管																																																																																																																																						
		加圧器																																																																																																																																						
原子炉冷却 系統施設	2次冷却設備	主蒸気管																																																																																																																																						
		蒸気タービン																																																																																																																																						
		主蒸気ダンプ系																																																																																																																																						
		主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁																																																																																																																																						
		高压注入系																																																																																																																																						
		低压注入系																																																																																																																																						
原子炉冷却 系統施設	非常用冷却設備	蓄圧注入系																																																																																																																																						
		化学体積制御設備																																																																																																																																						
		余熱除去設備																																																																																																																																						
		原子炉補機冷却水設備																																																																																																																																						
原子炉冷却 系統施設	その他の主要な事 項	燃料取替装置 ^{※1}																																																																																																																																						
		燃料移送装置 ^{※2}																																																																																																																																						
		除染装置 ^{※2}																																																																																																																																						
		新燃料貯蔵設備 ^{※2}																																																																																																																																						
原子炉冷却 系統施設	1次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備 ^{※2}																																																																																																																																						
		使用済燃料乾式貯蔵施設 ^{※2}																																																																																																																																						
		蒸気発生器																																																																																																																																						
		1次冷却材ポンプ																																																																																																																																						
		1次冷却材管																																																																																																																																						
		加圧器																																																																																																																																						
原子炉冷却 系統施設	2次冷却設備	主蒸気管																																																																																																																																						
		蒸気タービン																																																																																																																																						
		主蒸気ダンプ系																																																																																																																																						
		主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁																																																																																																																																						
		高压注入系																																																																																																																																						
		低压注入系																																																																																																																																						
原子炉冷却 系統施設	非常用冷却設備	蓄圧注入系																																																																																																																																						
		化学体積制御設備																																																																																																																																						
		余熱除去設備																																																																																																																																						
		原子炉補機冷却水設備																																																																																																																																						
原子炉冷却 系統施設	その他の主要な事 項	燃料取替装置 ^{※1}																																																																																																																																						
		燃料移送装置 ^{※2}																																																																																																																																						
		除染装置 ^{※2}																																																																																																																																						
		新燃料貯蔵設備 ^{※2}																																																																																																																																						
施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称																																																																																																																																						
発電用原子炉施設の一 般構造	その他の主要な構 造	原子炉補助建家																																																																																																																																						
	炉心	炉心支持構造物																																																																																																																																						
原子炉本体	燃料体	燃料集合体																																																																																																																																						
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																																																						
	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																																																																						
		原子炉格納容器外周のコンクリート 壁																																																																																																																																						
核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設	核燃料物質取扱設 備	燃料取替装置 ^{※1}																																																																																																																																						
		燃料移送装置 ^{※2}																																																																																																																																						
	核燃料物質貯蔵設 備	除染装置 ^{※2}																																																																																																																																						
		新燃料貯蔵設備 ^{※2}																																																																																																																																						
原子炉冷却 系統施設	1次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備 ^{※2}																																																																																																																																						
		使用済燃料乾式貯蔵施設 ^{※2}																																																																																																																																						
		蒸気発生器																																																																																																																																						
		1次冷却材ポンプ																																																																																																																																						
		1次冷却材管																																																																																																																																						
		加圧器																																																																																																																																						
原子炉冷却 系統施設	2次冷却設備	主蒸気管																																																																																																																																						
		蒸気タービン																																																																																																																																						
		主蒸気ダンプ系																																																																																																																																						
		主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁																																																																																																																																						
		高压注入系																																																																																																																																						
		低压注入系																																																																																																																																						
原子炉冷却 系統施設	非常用冷却設備	蓄圧注入系																																																																																																																																						
		化学体積制御設備																																																																																																																																						
		余熱除去設備																																																																																																																																						
		原子炉補機冷却水設備																																																																																																																																						
原子炉冷却 系統施設	その他の主要な事 項	燃料取替装置 ^{※1}																																																																																																																																						
		燃料移送装置 ^{※2}																																																																																																																																						
		除染装置 ^{※2}																																																																																																																																						
		新燃料貯蔵設備 ^{※2}																																																																																																																																						
		<p>※1：記載されている設備が設置されている建家 (タービン建家、 燃料取扱施設、格納容器外周のコンクリート壁) を含む。</p> <p>※2：1号又は3号炉との共用施設 (一部共用を含む)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備が設置されている建家を含むことの明確化 ・記載の適正化 (番号の繰り下げ) 																																																																																																																																					

(注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																
11	四 第4.2表 廃止措置対象施設 (続き)	<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建家) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">計測制御系統施設</td> <td>計装</td> <td>核計装 その他の主要な計装</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> <td>制御材 制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 中央制御室</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ガス圧縮装置 ガス減衰タンク 補助建家排気筒</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ほう酸回収系 廃液処理系 洗浄排水処理系</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放水口 ドラム詰装置 ベイヤ</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>雑固体焼却設備 使用済樹脂貯蔵タンク 固体廃棄物貯蔵庫 蒸気発生器保管庫</td> </tr> <tr> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備 放射線管理設備 排気モニタ 排水モニタ</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>気象観測設備 敷地内外の固定モニタ モニタリングカー 環境試料の分析装置及び放射能測定装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：1号又は3号炉との共用施設 (一部共用を含む)。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称	計測制御系統施設	計装	核計装 その他の主要な計装	安全保護回路	原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材 制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 中央制御室	気体廃棄物の廃棄設備	ガス圧縮装置 ガス減衰タンク 補助建家排気筒	液体廃棄物の廃棄設備	ほう酸回収系 廃液処理系 洗浄排水処理系	放射性廃棄物の廃棄施設	放水口 ドラム詰装置 ベイヤ	固体廃棄物の廃棄設備	雑固体焼却設備 使用済樹脂貯蔵タンク 固体廃棄物貯蔵庫 蒸気発生器保管庫	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 放射線管理設備 排気モニタ 排水モニタ	放射線管理施設	気象観測設備 敷地内外の固定モニタ モニタリングカー 環境試料の分析装置及び放射能測定装置	<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建家) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">計測制御系統施設</td> <td>計装</td> <td>核計装 その他の主要な計装</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> <td>制御材 制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 中央制御室</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ガス圧縮装置 ガス減衰タンク 補助建家排気筒</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ほう酸回収系 廃液処理系 洗浄排水処理系</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放水口 ドラム詰装置 ベイヤ</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>雑固体焼却設備 使用済樹脂貯蔵タンク 固体廃棄物貯蔵庫 蒸気発生器保管庫</td> </tr> <tr> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備 放射線管理設備 排気モニタ 排水モニタ</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>気象観測設備 敷地内外の固定モニタ モニタリングカー 環境試料の分析装置及び放射能測定装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記載されている設備が設置されている建家 (タービン建家、焼却炉建家、雑固体処理建屋、屋内開閉所) を含む。 ※2：1号又は3号炉との共用施設 (一部共用を含む)。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称	計測制御系統施設	計装	核計装 その他の主要な計装	安全保護回路	原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材 制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 中央制御室	気体廃棄物の廃棄設備	ガス圧縮装置 ガス減衰タンク 補助建家排気筒	液体廃棄物の廃棄設備	ほう酸回収系 廃液処理系 洗浄排水処理系	放射性廃棄物の廃棄施設	放水口 ドラム詰装置 ベイヤ	固体廃棄物の廃棄設備	雑固体焼却設備 使用済樹脂貯蔵タンク 固体廃棄物貯蔵庫 蒸気発生器保管庫	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 放射線管理設備 排気モニタ 排水モニタ	放射線管理施設	気象観測設備 敷地内外の固定モニタ モニタリングカー 環境試料の分析装置及び放射能測定装置	<p>・設備が設置されている建家を含むことの明確化</p> <p>・記載の適正化 (番号の繰り下げ)</p>
施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称																																																		
計測制御系統施設	計装	核計装 その他の主要な計装																																																		
	安全保護回路	原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路																																																		
	制御設備	制御材 制御材駆動設備																																																		
	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 中央制御室																																																		
	気体廃棄物の廃棄設備	ガス圧縮装置 ガス減衰タンク 補助建家排気筒																																																		
	液体廃棄物の廃棄設備	ほう酸回収系 廃液処理系 洗浄排水処理系																																																		
	放射性廃棄物の廃棄施設	放水口 ドラム詰装置 ベイヤ																																																		
	固体廃棄物の廃棄設備	雑固体焼却設備 使用済樹脂貯蔵タンク 固体廃棄物貯蔵庫 蒸気発生器保管庫																																																		
	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 放射線管理設備 排気モニタ 排水モニタ																																																		
	放射線管理施設	気象観測設備 敷地内外の固定モニタ モニタリングカー 環境試料の分析装置及び放射能測定装置																																																		
施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称																																																		
計測制御系統施設	計装	核計装 その他の主要な計装																																																		
	安全保護回路	原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路																																																		
	制御設備	制御材 制御材駆動設備																																																		
	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 中央制御室																																																		
	気体廃棄物の廃棄設備	ガス圧縮装置 ガス減衰タンク 補助建家排気筒																																																		
	液体廃棄物の廃棄設備	ほう酸回収系 廃液処理系 洗浄排水処理系																																																		
	放射性廃棄物の廃棄施設	放水口 ドラム詰装置 ベイヤ																																																		
	固体廃棄物の廃棄設備	雑固体焼却設備 使用済樹脂貯蔵タンク 固体廃棄物貯蔵庫 蒸気発生器保管庫																																																		
	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 放射線管理設備 排気モニタ 排水モニタ																																																		
	放射線管理施設	気象観測設備 敷地内外の固定モニタ モニタリングカー 環境試料の分析装置及び放射能測定装置																																																		

(注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																										
12	四 第4.2表 廃止措置対 象施設 (続き)	<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建築) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建家換気設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td>受電系統[※]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他発電用原子炉の附属施設</td> <td>その他の主要な事項</td> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海水淡水化装置[※]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：1号又は3号炉との共用施設 (一部共用を含む)。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建築) 名称	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	アニュラス空気再循環設備	原子炉補助建家換気設備	原子炉格納容器スプレイ設備	受電系統 [※]		非常用電源設備	ディーゼル発電機	その他発電用原子炉の附属施設	その他の主要な事項	蓄電池		海水淡水化装置 [※]	<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建築) 名称^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建家換気設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td>受電系統^{※2}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他発電用原子炉の附属施設</td> <td>その他の主要な事項</td> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海水淡水化装置^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記載されている設備が設置されている建築 (タービン建築, 燃料炉建築, 雑固体処理建屋, 屋内開閉所) を含む。 ※2：1号又は3号炉との共用施設 (一部共用を含む)。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建築) 名称 ^{※1}	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	アニュラス空気再循環設備	原子炉補助建家換気設備	原子炉格納容器スプレイ設備	受電系統 ^{※2}		非常用電源設備	ディーゼル発電機	その他発電用原子炉の附属施設	その他の主要な事項	蓄電池		海水淡水化装置 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> 設備が設置されている建築物を含むことの明確化 記載の適正化 (番号の繰り下げ) 設備が設置されている建築物を含むことの明確化 記載の適正化 (番号の繰り下げ)
施設区分	設備等の区分	設備 (建築) 名称																																												
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器																																												
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備																																												
		原子炉格納容器換気設備																																												
		アニュラス空気再循環設備																																												
		原子炉補助建家換気設備																																												
		原子炉格納容器スプレイ設備																																												
受電系統 [※]																																														
非常用電源設備	ディーゼル発電機																																													
その他発電用原子炉の附属施設	その他の主要な事項	蓄電池																																												
		海水淡水化装置 [※]																																												
施設区分	設備等の区分	設備 (建築) 名称 ^{※1}																																												
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器																																												
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備																																												
		原子炉格納容器換気設備																																												
		アニュラス空気再循環設備																																												
		原子炉補助建家換気設備																																												
		原子炉格納容器スプレイ設備																																												
受電系統 ^{※2}																																														
非常用電源設備	ディーゼル発電機																																													
その他発電用原子炉の附属施設	その他の主要な事項	蓄電池																																												
		海水淡水化装置 ^{※2}																																												

(注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所 2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	理由
<p>13</p>	<p>補正前</p> <p>補正後</p> <p>第 4.1 図 伊方発電所の敷地付近地図</p>
<p>四</p>	<p>補正箇所</p> <p>第 4.1 図 伊方発電所 の敷地付近 地図</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所 2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	理由
13	四 第4.1図 伊方発電所 の敷地付近 地図 (続き)	<p>・最新図面の反映</p>

第4.1図 伊方発電所の敷地付近地図

注) 下線及び点線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	理由
14	四 第4.2図 廃止措置対象施設の管 理区域全体 図	<p style="text-align: center;">補正前</p> <p style="text-align: center;">伊方町</p> <p style="text-align: right;">第4.2図 廃止措置対象施設の管理区域全体図</p>

(注) 下線及び点線等は、補正事項に含まれない。

頁	補正箇所	補正後	理由
14	四 第4.2図 廃止措置対 象施設の管 理区域全体 図 (続き)		・最新図面の反映

第4.2図 廃止措置対象施設の管理区域全体図

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																																																		
21	五 第5.1表 解体対象施設	<p>第5.1表 解体対象施設 (1/2)</p> <table border="1"> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称</th> </tr> <tr> <td>発電用原子炉施設の一一般構造</td> <td>その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建家^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体^{※2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉格納容器周囲のコンクリート壁^{※1}</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取扱装置^{※3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>燃料移送装置^{※3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>除染装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新燃料貯蔵設備^{※3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用済燃料貯蔵設備^{※3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主蒸気管</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2次冷却設備</td> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主蒸気ダンプ系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>高圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>低圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の主要な事項</td> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉補機冷却水設備</td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設</td> <td>計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他の主要な計装</td> </tr> </table> <p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建家、地下溝 造物及び建家基礎は本表から除く。 ※2：燃料集合体は、再処理業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ※3：3号炉との共用施設は解体対象施設から除く。 ※4：1号炉との共用施設は解体対象施設を含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	発電用原子炉施設の一一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家 ^{※1}		炉心	炉心支持構造物		燃料体	燃料集合体 ^{※2}		原子炉容器	原子炉容器		放射線遮蔽体	原子炉格納容器周囲のコンクリート壁 ^{※1}	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱装置 ^{※3}			燃料移送装置 ^{※3}			除染装置 ^{※1}			新燃料貯蔵設備 ^{※3}			使用済燃料貯蔵設備 ^{※3}			蒸気発生器		1次冷却設備	1次冷却材ポンプ			1次冷却材管			加圧器			主蒸気管		2次冷却設備	蒸気タービン			主蒸気ダンプ系			主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁			高圧注入系			低圧注入系			蓄圧注入系		その他の主要な事項	化学体積制御設備			余熱除去設備			原子炉補機冷却水設備	計測制御系統施設	計装	核計装			その他の主要な計装	<p>第5.1表 解体対象施設 (1/2)</p> <table border="1"> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称</th> </tr> <tr> <td>発電用原子炉施設の一一般構造</td> <td>その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建家^{※2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉格納容器周囲のコンクリート壁^{※2}</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取扱装置^{※4}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>燃料移送装置^{※4}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>除染装置^{※4}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用済燃料貯蔵設備^{※4}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主蒸気管</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2次冷却設備</td> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主蒸気ダンプ系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>高圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>低圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の主要な事項</td> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉補機冷却水設備</td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設</td> <td>計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他の主要な計装</td> </tr> </table> <p>※1：記載されている設備が設置されている建家(タービン建家)を含む。 ※2：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建家、地下溝 造物及び建家基礎は本表から除く。 ※3：燃料集合体は、再処理業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ※4：3号炉との共用施設は解体対象施設から除く。 ※5：1号炉との共用施設は解体対象施設を含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	発電用原子炉施設の一一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家 ^{※2}		炉心	炉心支持構造物		燃料体	燃料集合体 ^{※1}		原子炉容器	原子炉容器		放射線遮蔽体	原子炉格納容器周囲のコンクリート壁 ^{※2}	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱装置 ^{※4}			燃料移送装置 ^{※4}			除染装置 ^{※4}			新燃料貯蔵設備			使用済燃料貯蔵設備 ^{※4}			蒸気発生器		1次冷却設備	1次冷却材ポンプ			1次冷却材管			加圧器			主蒸気管		2次冷却設備	蒸気タービン			主蒸気ダンプ系			主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁			高圧注入系			低圧注入系			蓄圧注入系		その他の主要な事項	化学体積制御設備			余熱除去設備			原子炉補機冷却水設備	計測制御系統施設	計装	核計装			その他の主要な計装	<ul style="list-style-type: none"> ・設備が設置されている建家を含むことの明確化 ・記載の適正化(番号の繰り下げ)
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称																																																																																																																																																																				
発電用原子炉施設の一一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家 ^{※1}																																																																																																																																																																				
	炉心	炉心支持構造物																																																																																																																																																																				
	燃料体	燃料集合体 ^{※2}																																																																																																																																																																				
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																																																																																				
	放射線遮蔽体	原子炉格納容器周囲のコンクリート壁 ^{※1}																																																																																																																																																																				
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱装置 ^{※3}																																																																																																																																																																				
		燃料移送装置 ^{※3}																																																																																																																																																																				
		除染装置 ^{※1}																																																																																																																																																																				
		新燃料貯蔵設備 ^{※3}																																																																																																																																																																				
		使用済燃料貯蔵設備 ^{※3}																																																																																																																																																																				
		蒸気発生器																																																																																																																																																																				
	1次冷却設備	1次冷却材ポンプ																																																																																																																																																																				
		1次冷却材管																																																																																																																																																																				
		加圧器																																																																																																																																																																				
		主蒸気管																																																																																																																																																																				
	2次冷却設備	蒸気タービン																																																																																																																																																																				
		主蒸気ダンプ系																																																																																																																																																																				
		主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁																																																																																																																																																																				
		高圧注入系																																																																																																																																																																				
		低圧注入系																																																																																																																																																																				
		蓄圧注入系																																																																																																																																																																				
	その他の主要な事項	化学体積制御設備																																																																																																																																																																				
		余熱除去設備																																																																																																																																																																				
		原子炉補機冷却水設備																																																																																																																																																																				
計測制御系統施設	計装	核計装																																																																																																																																																																				
		その他の主要な計装																																																																																																																																																																				
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称																																																																																																																																																																				
発電用原子炉施設の一一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家 ^{※2}																																																																																																																																																																				
	炉心	炉心支持構造物																																																																																																																																																																				
	燃料体	燃料集合体 ^{※1}																																																																																																																																																																				
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																																																																																				
	放射線遮蔽体	原子炉格納容器周囲のコンクリート壁 ^{※2}																																																																																																																																																																				
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱装置 ^{※4}																																																																																																																																																																				
		燃料移送装置 ^{※4}																																																																																																																																																																				
		除染装置 ^{※4}																																																																																																																																																																				
		新燃料貯蔵設備																																																																																																																																																																				
		使用済燃料貯蔵設備 ^{※4}																																																																																																																																																																				
		蒸気発生器																																																																																																																																																																				
	1次冷却設備	1次冷却材ポンプ																																																																																																																																																																				
		1次冷却材管																																																																																																																																																																				
		加圧器																																																																																																																																																																				
		主蒸気管																																																																																																																																																																				
	2次冷却設備	蒸気タービン																																																																																																																																																																				
		主蒸気ダンプ系																																																																																																																																																																				
		主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁																																																																																																																																																																				
		高圧注入系																																																																																																																																																																				
		低圧注入系																																																																																																																																																																				
		蓄圧注入系																																																																																																																																																																				
	その他の主要な事項	化学体積制御設備																																																																																																																																																																				
		余熱除去設備																																																																																																																																																																				
		原子炉補機冷却水設備																																																																																																																																																																				
計測制御系統施設	計装	核計装																																																																																																																																																																				
		その他の主要な計装																																																																																																																																																																				

注) 下線及び点線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																			
22	五 第5.1表 解体対象施設 (続き)	<p>第5.1表 解体対象施設 (2/2)</p> <table border="1"> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建築)名称</th> </tr> <tr> <td rowspan="10">計測制御系統施設</td> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td> </tr> <tr> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ガス圧縮装置</td> </tr> <tr> <td>ガス減衰タンク</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄設備</td> <td>補助建家排気筒</td> </tr> <tr> <td>ほう酸回収系</td> </tr> <tr> <td>廃液処理系</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水処理系</td> </tr> <tr> <td>放水口</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ドラム詰装置</td> </tr> <tr> <td>ペイラ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td>使用済樹脂貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>放射線監視設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋外管理用の主要な設備</td> <td>放射線管理設備</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td rowspan="2">構造</td> <td>排水モニタ</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他発電用原子炉の附属施設</td> <td rowspan="5">非常用電源設備</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建家換気設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td>受電系統</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> </tr> </table> <p>※1：放射線物質による汚染のないことが確認された地下建家、地下溝 造物及び建家基礎は本表から除く。 ※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ※3：3号炉との共用施設は解体対象施設から除く。 ※4：1号炉との共用施設は解体対象施設に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建築)名称	計測制御系統施設	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	中央制御室	気体廃棄物の廃棄設備	ガス圧縮装置	ガス減衰タンク	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒	ほう酸回収系	廃液処理系	洗浄排水処理系	放水口	固体廃棄物の廃棄設備	ドラム詰装置	ペイラ	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	使用済樹脂貯蔵タンク	放射線監視設備	放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備	排気モニタ	原子炉格納施設	構造	排水モニタ	原子炉格納容器	その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	アニュラス空気再循環設備	原子炉補助建家換気設備	原子炉格納容器スプレイ設備	受電系統	ディーゼル発電機	蓄電池	<p>第5.1表 解体対象施設 (2/2)</p> <table border="1"> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建築)名称</th> </tr> <tr> <td rowspan="10">計測制御系統施設</td> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td> </tr> <tr> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ガス圧縮装置</td> </tr> <tr> <td>ガス減衰タンク</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄設備</td> <td>補助建家排気筒</td> </tr> <tr> <td>ほう酸回収系</td> </tr> <tr> <td>廃液処理系</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水処理系</td> </tr> <tr> <td>放水口</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ドラム詰装置</td> </tr> <tr> <td>ペイラ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td>使用済樹脂貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>放射線監視設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋外管理用の主要な設備</td> <td>放射線管理設備</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td rowspan="2">構造</td> <td>排水モニタ</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他発電用原子炉の附属施設</td> <td rowspan="5">非常用電源設備</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建家換気設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td>受電系統</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td>海水淡水化装置</td> </tr> </table> <p>※1：記載されている設備が設置されている建家(タービン建家)を含む。 ※2：放射線物質による汚染のないことが確認された地下建家、地下溝 造物及び建家基礎は本表から除く。 ※3：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ※4：3号炉との共用施設は解体対象施設から除く。 ※5：1号炉との共用施設は解体対象施設に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建築)名称	計測制御系統施設	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	中央制御室	気体廃棄物の廃棄設備	ガス圧縮装置	ガス減衰タンク	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒	ほう酸回収系	廃液処理系	洗浄排水処理系	放水口	固体廃棄物の廃棄設備	ドラム詰装置	ペイラ	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	使用済樹脂貯蔵タンク	放射線監視設備	放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備	排気モニタ	原子炉格納施設	構造	排水モニタ	原子炉格納容器	その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	アニュラス空気再循環設備	原子炉補助建家換気設備	原子炉格納容器スプレイ設備	受電系統	ディーゼル発電機	蓄電池	海水淡水化装置	<p>・設備が設置されている建家を含むことの明確化</p> <p>・記載の適正化 (番号の繰り下げ)</p> <p>・1号及び2号炉共用施設である海水淡水化装置を解体対象施設に追加</p> <p>・設備が設置されている建家を含むことの明確化</p> <p>・記載の適正化 (番号の繰り下げ)</p> <p>・記載の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建築)名称																																																																																																					
計測制御系統施設	安全保護回路	原子炉停止回路																																																																																																					
		その他の主要な安全保護回路																																																																																																					
	制御設備	制御材																																																																																																					
		制御材駆動設備																																																																																																					
	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備																																																																																																					
		加圧器制御設備																																																																																																					
		中央制御室																																																																																																					
	気体廃棄物の廃棄設備	ガス圧縮装置																																																																																																					
		ガス減衰タンク																																																																																																					
	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒																																																																																																				
ほう酸回収系																																																																																																							
廃液処理系																																																																																																							
洗浄排水処理系																																																																																																							
放水口																																																																																																							
固体廃棄物の廃棄設備	ドラム詰装置																																																																																																						
	ペイラ																																																																																																						
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	使用済樹脂貯蔵タンク																																																																																																					
		放射線監視設備																																																																																																					
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備																																																																																																					
		排気モニタ																																																																																																					
原子炉格納施設	構造	排水モニタ																																																																																																					
		原子炉格納容器																																																																																																					
その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	原子炉格納容器空気再循環設備																																																																																																					
		原子炉格納容器換気設備																																																																																																					
		アニュラス空気再循環設備																																																																																																					
		原子炉補助建家換気設備																																																																																																					
		原子炉格納容器スプレイ設備																																																																																																					
受電系統																																																																																																							
ディーゼル発電機																																																																																																							
蓄電池																																																																																																							
施設区分	設備等の区分	設備(建築)名称																																																																																																					
計測制御系統施設	安全保護回路	原子炉停止回路																																																																																																					
		その他の主要な安全保護回路																																																																																																					
	制御設備	制御材																																																																																																					
		制御材駆動設備																																																																																																					
	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備																																																																																																					
		加圧器制御設備																																																																																																					
		中央制御室																																																																																																					
	気体廃棄物の廃棄設備	ガス圧縮装置																																																																																																					
		ガス減衰タンク																																																																																																					
	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒																																																																																																				
ほう酸回収系																																																																																																							
廃液処理系																																																																																																							
洗浄排水処理系																																																																																																							
放水口																																																																																																							
固体廃棄物の廃棄設備	ドラム詰装置																																																																																																						
	ペイラ																																																																																																						
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	使用済樹脂貯蔵タンク																																																																																																					
		放射線監視設備																																																																																																					
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備																																																																																																					
		排気モニタ																																																																																																					
原子炉格納施設	構造	排水モニタ																																																																																																					
		原子炉格納容器																																																																																																					
その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	原子炉格納容器空気再循環設備																																																																																																					
		原子炉格納容器換気設備																																																																																																					
		アニュラス空気再循環設備																																																																																																					
		原子炉補助建家換気設備																																																																																																					
		原子炉格納容器スプレイ設備																																																																																																					
受電系統																																																																																																							
ディーゼル発電機																																																																																																							
蓄電池																																																																																																							
海水淡水化装置																																																																																																							

(注) 下線及び点線等は、補正事項に含まれない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																								
23	五 第5.2表 解体工事準備期間に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件	<p>第5.2表 解体工事準備期間に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順上の名称</th> <th>場所</th> <th>汚染状況の調査</th> <th>原子炉格納容器内及び原子炉補助建築物内</th> <th>管理区域外</th> <th>解体撤去</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理区域外</td> <td>管理区域外</td> <td>管理区域外の解体の対象となる</td> <td>管理区域外の解体の対象となる</td> <td>管理区域外の解体の対象となる</td> <td>管理区域外の解体撤去</td> </tr> </tbody> </table>	手順上の名称	場所	汚染状況の調査	原子炉格納容器内及び原子炉補助建築物内	管理区域外	解体撤去	管理区域外	管理区域外	管理区域外の解体の対象となる	管理区域外の解体の対象となる	管理区域外の解体の対象となる	管理区域外の解体撤去	<p>第5.2表 解体工事準備期間に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順上の名称</th> <th>場所</th> <th>汚染状況の調査</th> <th>原子炉格納容器内及び原子炉補助建築物内</th> <th>管理区域外</th> <th>解体撤去</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理区域外</td> <td>管理区域外</td> <td>管理区域外の解体の対象となる</td> <td>管理区域外の解体の対象となる</td> <td>管理区域外の解体の対象となる</td> <td>管理区域外の解体撤去</td> </tr> </tbody> </table>	手順上の名称	場所	汚染状況の調査	原子炉格納容器内及び原子炉補助建築物内	管理区域外	解体撤去	管理区域外	管理区域外	管理区域外の解体の対象となる	管理区域外の解体の対象となる	管理区域外の解体の対象となる	管理区域外の解体撤去	<p>・記載の適正化</p>
手順上の名称	場所	汚染状況の調査	原子炉格納容器内及び原子炉補助建築物内	管理区域外	解体撤去																							
管理区域外	管理区域外	管理区域外の解体の対象となる	管理区域外の解体の対象となる	管理区域外の解体の対象となる	管理区域外の解体撤去																							
手順上の名称	場所	汚染状況の調査	原子炉格納容器内及び原子炉補助建築物内	管理区域外	解体撤去																							
管理区域外	管理区域外	管理区域外の解体の対象となる	管理区域外の解体の対象となる	管理区域外の解体の対象となる	管理区域外の解体撤去																							

(注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

頁	補正箇所	理由
24	五 第 5.1 図 解体対象施設 の配置図	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>補正前</p> <p> ■：解体対象施設※ ※：3号炉との共用施設並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建家、地下構造物及び建家基礎を除くすべて。 </p> </div> <div style="width: 65%;"> </div> </div> <p style="text-align: center;">伊方町</p> <p style="text-align: right;">第 5.1 図 解体対象施設の配置図</p>

(注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
24	<p>五 第5.1図 解体対象施設 の配置図 (続き)</p>	<p> : 解体対象施設※ ※：3号炉との共用施設並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建家基礎を除くすべて。 </p>	<ul style="list-style-type: none"> 1号及び2号炉共用施設である海水淡水化装置を解体対象施設に追加 最新図面の反映
<p>第5.1図 解体対象施設の配置図</p>			

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
27	六 3. 核燃料物質 の譲渡し	<p>3. 核燃料物質の譲渡し 2号炉原子炉補助建家内及び3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備並びに使用済燃料乾式貯蔵施設に貯蔵している使用済燃料は、使用済燃料輸送容器又は使用済燃料乾式貯蔵容器に収納し、廃止措置終了までに再処理事業者に譲り渡す。 2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、原子炉領域周辺設備解体撤去期間の開始までに加工業者に譲り渡す。 2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料の表面には放射性物質が付着しているため、気中で燃料集合体の水洗浄を行った後に、輸送容器に収納する。輸送容器に収納する際、燃料の表面汚染により、使用する輸送容器の基準を満足しない場合は、汚染の拡大防止措置を講じた上で、気中で燃料集合体1体ごとに燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、燃料集合体形状への再組立てを行った後、輸送容器に収納する。なお、燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料を一時的に貯蔵する場合は、2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備に貯蔵する。この燃料の取扱いにおいては、燃料棒を安全に取り扱うために専用の作業台を使用し、燃料棒の変形及び損傷を防止するとともに、取り扱う数量を燃料集合体1体ごと、かつ、その1体分の燃料棒に限定し、臨界を防止する。 使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱いは、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止機能、燃料落下防止機能及び除染機能を有する設備を維持管理する。また、使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱い及び運搬は、関係法令を遵守して実施するとともに、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p>	<p>3. 核燃料物質の譲渡し 2号炉原子炉補助建家内及び3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備並びに使用済燃料乾式貯蔵施設に貯蔵している使用済燃料は、使用済燃料輸送容器又は使用済燃料乾式貯蔵容器を使用して、廃止措置終了までに再処理事業者に譲り渡す。 2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、原子炉領域周辺設備解体撤去期間の開始までに加工業者に譲り渡す。 2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料の表面には放射性物質が付着しているため、気中で燃料集合体の水洗浄を行った後に、輸送容器に収納する。輸送容器に収納する際、燃料の表面汚染により、使用する輸送容器の基準を満足しない場合は、汚染の拡大防止措置を講じた上で、気中で燃料集合体1体ごとに燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、燃料集合体形状への再組立てを行った後、輸送容器に収納する。なお、燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料を一時的に貯蔵する場合は、2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備に貯蔵する。この燃料の取扱いにおいては、燃料棒を安全に取り扱うために専用の作業台を使用し、燃料棒の変形及び損傷を防止するとともに、取り扱う数量を燃料集合体1体ごと、かつ、その1体分の燃料棒に限定し、臨界を防止する。 使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱いは、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止機能、燃料落下防止機能及び除染機能を有する設備を維持管理する。また、使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱い及び運搬は、関係法令を遵守して実施するとともに、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p>	<p>・記載の明確化</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

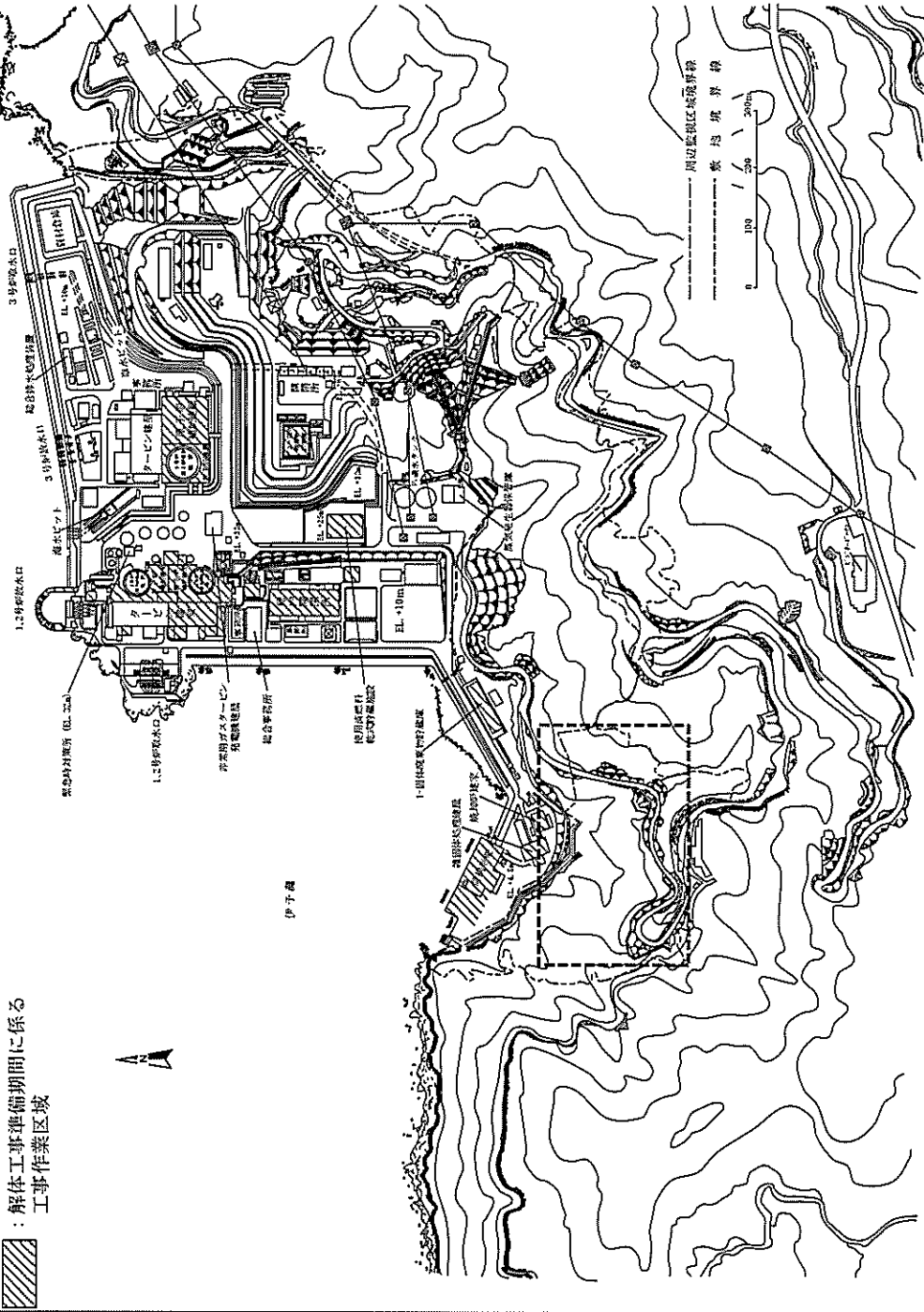
伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																												
32	七 第7.1表 解体工事準備期間における汚染の除去方法	<p>第7.1表 解体工事準備期間における汚染の除去方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場</th> <th>別</th> <th>主要設備名称</th> <th>著手要件</th> <th>概</th> <th>要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内及び原子炉補助建屋内</td> <td>蒸気発生器、1次冷却材、1次冷却材用圧力容器、化学体積制御設備、余熱除去設備等</td> <td></td> <td></td> <td>汚染が多量に発生しているため、二次的な除去、二次的な除去を行う。放射線レベルを考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。</td> <td>放射線レベルを考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。</td> <td>放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。</td> <td>放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。</td> <td>放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	場	別	主要設備名称	著手要件	概	要	原子炉格納容器内及び原子炉補助建屋内	蒸気発生器、1次冷却材、1次冷却材用圧力容器、化学体積制御設備、余熱除去設備等			汚染が多量に発生しているため、二次的な除去、二次的な除去を行う。放射線レベルを考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。	放射線レベルを考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。					放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。	放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。					放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。	放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。					放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。	放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。	<p>第7.1表 解体工事準備期間における汚染の除去方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場</th> <th>所</th> <th>主要設備名称</th> <th>著手要件</th> <th>概</th> <th>要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内</td> <td>蒸気発生器、1次冷却材、1次冷却材用圧力容器、化学体積制御設備、余熱除去設備等</td> <td></td> <td></td> <td>汚染が多量に発生しているため、二次的な除去、二次的な除去を行う。放射線レベルを考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。</td> <td>放射線レベルを考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。</td> <td>放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。</td> <td>放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。</td> <td>放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	場	所	主要設備名称	著手要件	概	要	原子炉格納容器内	蒸気発生器、1次冷却材、1次冷却材用圧力容器、化学体積制御設備、余熱除去設備等			汚染が多量に発生しているため、二次的な除去、二次的な除去を行う。放射線レベルを考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。	放射線レベルを考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。					放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。	放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。					放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。	放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。					放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。	放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。	<p>記載の明確化</p>
場	別	主要設備名称	著手要件	概	要																																																											
原子炉格納容器内及び原子炉補助建屋内	蒸気発生器、1次冷却材、1次冷却材用圧力容器、化学体積制御設備、余熱除去設備等			汚染が多量に発生しているため、二次的な除去、二次的な除去を行う。放射線レベルを考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。	放射線レベルを考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。																																																											
				放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。	放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。																																																											
				放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。	放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。																																																											
				放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。	放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。																																																											
場	所	主要設備名称	著手要件	概	要																																																											
原子炉格納容器内	蒸気発生器、1次冷却材、1次冷却材用圧力容器、化学体積制御設備、余熱除去設備等			汚染が多量に発生しているため、二次的な除去、二次的な除去を行う。放射線レベルを考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。	放射線レベルを考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。																																																											
				放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。	放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。																																																											
				放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。	放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。																																																											
				放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。	放射線の実態に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及びばね防止対策を行う。外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線防護設備の導入、入制限等を行う。																																																											

(注) 下線及び高線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	理由
2-2	<p>補正資料二 第2.1.1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置（解体工事準備期間）に係る工事作業区域図</p>	<p>理由</p>



第2.1.1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置（解体工事準備期間）に係る工事作業区域図

注) 下線及び点線は、補正事項に含まない。

<p>頁 2-2</p>	<p>補正箇所 添付資料二 第2.1.1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置（解体工事準備期間）に係る工事作業区域図 (続き)</p>	<p>補正後</p> <p>：解体工事準備期間に係る工事作業区域</p> <p>伊予川</p> <p>第2.1.1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置（解体工事準備期間）に係る工事作業区域図</p> <p>・最新図面の反映</p>	<p>理由</p>
------------------	---	---	-----------

注) 下線及び点線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-29	添付書類三 2. 被ばく評価	<p>2. 被ばく評価</p> <p>2.2 周辺公衆の平常時の被ばく評価</p> <p>2.2.1 解体工事準備期間</p> <p>2.2.1.4 直接線及びスカイシャイン線による線量</p> <p>解体工事準備期間は、原子炉運転中の定期検査時と同等の状況が継続するが、1号及び2号炉は原子炉の運転を停止してから長時間が経過しており、放射能が減少している。また、既設の建家及び構造物等を維持し、汚染の除去等に伴い発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫等の保管容量を超えないように貯蔵保管し、安全確保のために必要な機能を維持する。</p> <p>したがって、解体工事準備期間における発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カーマは、年間50μSvを下回る原子炉運転中の状態から、原子炉運転を前提とした1号及び2号炉の原子炉格納容器からの空気カーマを差し引いた値となる。</p> <p>以上のことから、発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カーマは、人の居住の可能性のある敷地境界外において年間50μSvを下回る。</p>	<p>2. 被ばく評価</p> <p>2.2 周辺公衆の平常時の被ばく評価</p> <p>2.2.1 解体工事準備期間</p> <p>2.2.1.4 直接線及びスカイシャイン線による線量</p> <p>解体工事準備期間は、原子炉運転中の定期検査時と同等の状況が継続するが、1号及び2号炉は原子炉の運転を停止してから長時間が経過しており、放射能が減少している。また、既設の建家及び構造物等を維持し、汚染の除去等に伴い発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫等の保管容量を超えないように貯蔵保管し、安全確保のために必要な機能を維持する。</p> <p>したがって、解体工事準備期間における発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による実効線量は、年間50μSvを下回る原子炉運転中の状態から、原子炉運転を前提とした1号及び2号炉の原子炉格納容器からの実効線量を差し引いた値となる。</p> <p>以上のことから、発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による実効線量は、人の居住の可能性のある敷地境界外において年間50μSvを下回る。</p>	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」等の改正に伴う変更

(注) 下線及び点線付は、補正事項に含まれない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																				
6-4	添付書類六 第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間	<p>第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (1/5)</p> <table border="1"> <tr> <td>施設区分</td> <td>発電用原子炉施設の一</td> <td>原子炉本体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能 線源となる設備の解体が完了するまで</td> <td>管理区域を解除するまで</td> <td>原子炉補助建家 他の主要な構造</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能 炉心支持構造物等の解体が完了するまで</td> <td>使用済燃料ピットクレーン</td> <td>1台</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> <td>燃料落下防止機能 2号炉燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> <td>補助建家クレーン</td> <td>1台</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> <td>新燃料エレベータ</td> <td>1台</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> <td>除染装置</td> <td>1台</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、使用する台数すべてについて施設定期検査を受ける。 ※3：1号炉との共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	発電用原子炉施設の一	原子炉本体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	放射線遮蔽機能 線源となる設備の解体が完了するまで	管理区域を解除するまで	原子炉補助建家 他の主要な構造	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式	放射線遮蔽機能 炉心支持構造物等の解体が完了するまで	使用済燃料ピットクレーン	1台	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	燃料落下防止機能 2号炉燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	補助建家クレーン	1台	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	新燃料エレベータ	1台	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	除染装置	1台	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	<p>第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (1/5)</p> <table border="1"> <tr> <td>施設区分</td> <td>発電用原子炉施設の一</td> <td>原子炉本体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能 線源となる設備の解体が完了するまで</td> <td>管理区域を解除するまで</td> <td>原子炉補助建家 他の主要な構造</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能 炉心支持構造物等の解体が完了するまで</td> <td>使用済燃料ピットクレーン</td> <td>1台</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> <td>燃料落下防止機能 2号炉燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> <td>補助建家クレーン</td> <td>1台</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> <td>新燃料エレベータ</td> <td>1台</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> <td>除染装置</td> <td>1台</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、使用する台数すべてについて施設定期検査を受ける。 ※3：1号炉との共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	発電用原子炉施設の一	原子炉本体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	放射線遮蔽機能 線源となる設備の解体が完了するまで	管理区域を解除するまで	原子炉補助建家 他の主要な構造	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式	放射線遮蔽機能 炉心支持構造物等の解体が完了するまで	使用済燃料ピットクレーン	1台	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	燃料落下防止機能 2号炉燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	補助建家クレーン	1台	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	新燃料エレベータ	1台	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	除染装置	1台	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	<p>記載の明確化</p>
施設区分	発電用原子炉施設の一	原子炉本体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	放射線遮蔽機能 線源となる設備の解体が完了するまで	管理区域を解除するまで	原子炉補助建家 他の主要な構造	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式	放射線遮蔽機能 炉心支持構造物等の解体が完了するまで	使用済燃料ピットクレーン	1台	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	燃料落下防止機能 2号炉燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	補助建家クレーン	1台	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	新燃料エレベータ	1台	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	除染装置	1台	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																															
施設区分	発電用原子炉施設の一	原子炉本体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	放射線遮蔽機能 線源となる設備の解体が完了するまで	管理区域を解除するまで	原子炉補助建家 他の主要な構造	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式	放射線遮蔽機能 炉心支持構造物等の解体が完了するまで	使用済燃料ピットクレーン	1台	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	燃料落下防止機能 2号炉燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	補助建家クレーン	1台	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	新燃料エレベータ	1台	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	除染装置	1台	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																															

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																						
6-5	添付書類六 第6.2.1表 維持管理対 象設備の維 持台数、維 持機能及び 維持期間 (続き)	<p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受ける。 ※3：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。</p> <p>6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (2/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建設)名称^{※1}</th> <th>維持台数^{※2}</th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施設 燃焼炉設備 及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">新燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料ラック</td> <td>1台</td> <td>臨界防止機能</td> <td>2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ベツト</td> <td>1箇</td> <td>臨界防止機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質貯蔵施設</td> <td>使用済燃料ラック</td> <td>1台</td> <td>臨界防止機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ベツト</td> <td>1箇</td> <td>臨界防止機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ベツト水水位及び使用済燃料ベツト水の漏えいを監視する設備</td> <td>1台</td> <td>水位及び漏えいの監視機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ベツト水浄化冷却設備</td> <td>1系統</td> <td>浄化・冷却機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料取扱用水タンク</td> <td>燃料取扱用水タンク</td> <td>1基</td> <td>給水機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>1基</td> <td>冷却機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉冷却システム</td> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>1台</td> <td>冷却機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> <td>冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称 ^{※1}	維持台数 ^{※2}	維持機能	維持期間	核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施設 燃焼炉設備 及び貯蔵施設	新燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1台	臨界防止機能	2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ベツト	1箇	臨界防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	核燃料物質貯蔵施設	使用済燃料ラック	1台	臨界防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ベツト	1箇	臨界防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ベツト水水位及び使用済燃料ベツト水の漏えいを監視する設備	1台	水位及び漏えいの監視機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ベツト水浄化冷却設備	1系統	浄化・冷却機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	燃料取扱用水タンク	燃料取扱用水タンク	1基	給水機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却水冷却器	1基	冷却機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉冷却システム	原子炉補機冷却水ポンプ	1台	冷却機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却水サージタンク	1基	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	<p>6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (2/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建設)名称^{※1}</th> <th>維持台数^{※2}</th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施設 燃焼炉設備 及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">新燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料ラック</td> <td>1台</td> <td>臨界防止機能</td> <td>2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ベツト</td> <td>1箇</td> <td>臨界防止機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質貯蔵施設</td> <td>使用済燃料ラック</td> <td>1台</td> <td>臨界防止機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ベツト</td> <td>1箇</td> <td>臨界防止機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ベツト水水位及び使用済燃料ベツト水の漏えいを監視する設備</td> <td>1台</td> <td>水位及び漏えいの監視機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ベツト水浄化冷却設備</td> <td>1系統</td> <td>浄化・冷却機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料取扱用水タンク</td> <td>燃料取扱用水タンク</td> <td>1基</td> <td>給水機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>1基</td> <td>冷却機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉冷却システム</td> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>1台</td> <td>冷却機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> <td>冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受ける。 ※3：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称 ^{※1}	維持台数 ^{※2}	維持機能	維持期間	核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施設 燃焼炉設備 及び貯蔵施設	新燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1台	臨界防止機能	2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ベツト	1箇	臨界防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	核燃料物質貯蔵施設	使用済燃料ラック	1台	臨界防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ベツト	1箇	臨界防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ベツト水水位及び使用済燃料ベツト水の漏えいを監視する設備	1台	水位及び漏えいの監視機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ベツト水浄化冷却設備	1系統	浄化・冷却機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	燃料取扱用水タンク	燃料取扱用水タンク	1基	給水機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却水冷却器	1基	冷却機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉冷却システム	原子炉補機冷却水ポンプ	1台	冷却機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却水サージタンク	1基	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	<p>・記載の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称 ^{※1}	維持台数 ^{※2}	維持機能	維持期間																																																																																																					
核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施設 燃焼炉設備 及び貯蔵施設	新燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1台	臨界防止機能	2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
		使用済燃料ベツト	1箇	臨界防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
	核燃料物質貯蔵施設	使用済燃料ラック	1台	臨界防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
		使用済燃料ベツト	1箇	臨界防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
		使用済燃料ベツト水水位及び使用済燃料ベツト水の漏えいを監視する設備	1台	水位及び漏えいの監視機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
		使用済燃料ベツト水浄化冷却設備	1系統	浄化・冷却機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
	燃料取扱用水タンク	燃料取扱用水タンク	1基	給水機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
		原子炉補機冷却水冷却器	1基	冷却機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
	原子炉冷却システム	原子炉補機冷却水ポンプ	1台	冷却機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
		原子炉補機冷却水サージタンク	1基	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称 ^{※1}	維持台数 ^{※2}	維持機能	維持期間																																																																																																					
核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施設 燃焼炉設備 及び貯蔵施設	新燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1台	臨界防止機能	2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
		使用済燃料ベツト	1箇	臨界防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
	核燃料物質貯蔵施設	使用済燃料ラック	1台	臨界防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
		使用済燃料ベツト	1箇	臨界防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
		使用済燃料ベツト水水位及び使用済燃料ベツト水の漏えいを監視する設備	1台	水位及び漏えいの監視機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
		使用済燃料ベツト水浄化冷却設備	1系統	浄化・冷却機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
	燃料取扱用水タンク	燃料取扱用水タンク	1基	給水機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
		原子炉補機冷却水冷却器	1基	冷却機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
	原子炉冷却システム	原子炉補機冷却水ポンプ	1台	冷却機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
		原子炉補機冷却水サージタンク	1基	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まれない。

伊方発電所 2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																																																																																					
9-9	補正書類六 添付書類六 第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (続き)	<p style="text-align: center;">第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (3/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">施設区分</td> <td style="width: 15%;">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td style="width: 15%;">設備等の区分</td> <td style="width: 15%;">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td style="width: 15%;">放射性気体廃棄物の廃棄設備</td> <td style="width: 15%;">放射性液体廃棄物の廃棄設備</td> <td style="width: 15%;">放射性固体廃棄物の廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>設備(建築)名称^{※1}</td> <td>補助排気機</td> <td>補助排気機</td> <td>補助排気機</td> <td>補助排気機</td> <td>補助排気機</td> <td>補助排気機</td> </tr> <tr> <td>維持台数^{※2}</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>維持機能</td> <td>放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>施設区分</td> <td>放射性廃棄物の廃棄設備</td> <td>放射性廃棄物の廃棄設備</td> <td>放射性廃棄物の廃棄設備</td> <td>放射性廃棄物の廃棄設備</td> <td>放射性廃棄物の廃棄設備</td> <td>放射性廃棄物の廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>設備等の区分</td> <td>気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>気体廃棄物の廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>維持台数^{※2}</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>維持機能</td> <td>放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>施設区分</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <td>設備等の区分</td> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>維持台数^{※2}</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>維持機能</td> <td>放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>施設区分</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <td>設備等の区分</td> <td>固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>固体廃棄物の廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>維持台数^{※2}</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>維持機能</td> <td>放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> </tr> </table>	施設区分	放射性廃棄物の廃棄施設	設備等の区分	気体廃棄物の廃棄設備	放射性気体廃棄物の廃棄設備	放射性液体廃棄物の廃棄設備	放射性固体廃棄物の廃棄設備	設備(建築)名称 ^{※1}	補助排気機	補助排気機	補助排気機	補助排気機	補助排気機	補助排気機	維持台数 ^{※2}	1基	1基	1基	1基	1基	1基	維持機能	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	施設区分	放射性廃棄物の廃棄設備	放射性廃棄物の廃棄設備	放射性廃棄物の廃棄設備	放射性廃棄物の廃棄設備	放射性廃棄物の廃棄設備	放射性廃棄物の廃棄設備	設備等の区分	気体廃棄物の廃棄設備	気体廃棄物の廃棄設備	気体廃棄物の廃棄設備	気体廃棄物の廃棄設備	気体廃棄物の廃棄設備	気体廃棄物の廃棄設備	維持台数 ^{※2}	1基	1基	1基	1基	1基	1基	維持機能	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	施設区分	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	設備等の区分	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	維持台数 ^{※2}	1基	1基	1基	1基	1基	1基	維持機能	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	施設区分	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	設備等の区分	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	維持台数 ^{※2}	1基	1基	1基	1基	1基	1基	維持機能	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	<p style="text-align: center;">第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (3/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">施設区分</td> <td style="width: 15%;">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td style="width: 15%;">設備等の区分</td> <td style="width: 15%;">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td style="width: 15%;">放射性気体廃棄物の廃棄設備</td> <td style="width: 15%;">放射性液体廃棄物の廃棄設備</td> <td style="width: 15%;">放射性固体廃棄物の廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>設備(建築)名称^{※1}</td> <td>補助排気機</td> <td>補助排気機</td> <td>補助排気機</td> <td>補助排気機</td> <td>補助排気機</td> <td>補助排気機</td> </tr> <tr> <td>維持台数^{※2}</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>維持機能</td> <td>放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>施設区分</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <td>設備等の区分</td> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>維持台数^{※2}</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>維持機能</td> <td>放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>施設区分</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <td>設備等の区分</td> <td>固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>固体廃棄物の廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>維持台数^{※2}</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>維持機能</td> <td>放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> <td>放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで</td> </tr> </table>	施設区分	放射性廃棄物の廃棄施設	設備等の区分	気体廃棄物の廃棄設備	放射性気体廃棄物の廃棄設備	放射性液体廃棄物の廃棄設備	放射性固体廃棄物の廃棄設備	設備(建築)名称 ^{※1}	補助排気機	補助排気機	補助排気機	補助排気機	補助排気機	補助排気機	維持台数 ^{※2}	1基	1基	1基	1基	1基	1基	維持機能	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	施設区分	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	設備等の区分	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	維持台数 ^{※2}	1基	1基	1基	1基	1基	1基	維持機能	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	施設区分	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	設備等の区分	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	維持台数 ^{※2}	1基	1基	1基	1基	1基	1基	維持機能	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	<p style="text-align: center;">第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (3/5)</p> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を併用する場合、施設定期検査の対象設備は、併用する台数すべてについて施設定期検査を受けず。 ※3：1号炉との共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	記載の明確化
施設区分	放射性廃棄物の廃棄施設	設備等の区分	気体廃棄物の廃棄設備	放射性気体廃棄物の廃棄設備	放射性液体廃棄物の廃棄設備	放射性固体廃棄物の廃棄設備																																																																																																																																																																																																			
設備(建築)名称 ^{※1}	補助排気機	補助排気機	補助排気機	補助排気機	補助排気機	補助排気機																																																																																																																																																																																																			
維持台数 ^{※2}	1基	1基	1基	1基	1基	1基																																																																																																																																																																																																			
維持機能	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで																																																																																																																																																																																																			
施設区分	放射性廃棄物の廃棄設備	放射性廃棄物の廃棄設備	放射性廃棄物の廃棄設備	放射性廃棄物の廃棄設備	放射性廃棄物の廃棄設備	放射性廃棄物の廃棄設備																																																																																																																																																																																																			
設備等の区分	気体廃棄物の廃棄設備	気体廃棄物の廃棄設備	気体廃棄物の廃棄設備	気体廃棄物の廃棄設備	気体廃棄物の廃棄設備	気体廃棄物の廃棄設備																																																																																																																																																																																																			
維持台数 ^{※2}	1基	1基	1基	1基	1基	1基																																																																																																																																																																																																			
維持機能	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで																																																																																																																																																																																																			
施設区分	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設																																																																																																																																																																																																			
設備等の区分	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備																																																																																																																																																																																																			
維持台数 ^{※2}	1基	1基	1基	1基	1基	1基																																																																																																																																																																																																			
維持機能	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで																																																																																																																																																																																																			
施設区分	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設																																																																																																																																																																																																			
設備等の区分	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備																																																																																																																																																																																																			
維持台数 ^{※2}	1基	1基	1基	1基	1基	1基																																																																																																																																																																																																			
維持機能	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで																																																																																																																																																																																																			
施設区分	放射性廃棄物の廃棄施設	設備等の区分	気体廃棄物の廃棄設備	放射性気体廃棄物の廃棄設備	放射性液体廃棄物の廃棄設備	放射性固体廃棄物の廃棄設備																																																																																																																																																																																																			
設備(建築)名称 ^{※1}	補助排気機	補助排気機	補助排気機	補助排気機	補助排気機	補助排気機																																																																																																																																																																																																			
維持台数 ^{※2}	1基	1基	1基	1基	1基	1基																																																																																																																																																																																																			
維持機能	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性気体廃棄物の処理機能が完了するまで																																																																																																																																																																																																			
施設区分	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設																																																																																																																																																																																																			
設備等の区分	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備																																																																																																																																																																																																			
維持台数 ^{※2}	1基	1基	1基	1基	1基	1基																																																																																																																																																																																																			
維持機能	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性液体廃棄物の処理機能が完了するまで																																																																																																																																																																																																			
施設区分	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設																																																																																																																																																																																																			
設備等の区分	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備																																																																																																																																																																																																			
維持台数 ^{※2}	1基	1基	1基	1基	1基	1基																																																																																																																																																																																																			
維持機能	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで	放射性固体廃棄物の処理機能が完了するまで																																																																																																																																																																																																			

(注) 下線及び点線付は、補正事項に含まれない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																						
6-7	添付書類六 第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (続き)	<p>第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (4/5)</p> <table border="1"> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建築)名称^{※1}</th> <th>維持台数^{※2}</th> <th>維持機能</th> <th>関連する設備の使用が完了するまで</th> <th>管理区域を解除するまで</th> </tr> <tr> <td rowspan="10">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td>エア・モニタ(プラム諸装置制御室、使用)</td> <td>各1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>関連する設備の使用が完了するまで</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>フロス・モニタ(補助蒸気レベルモニタ)</td> <td>1台</td> <td>放射線管理機能</td> <td>管理区域を解除するまで</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ(補助建築排気高ガスモニタ、格納容器排気高ガスモニタ)</td> <td>各1台</td> <td>放出管理機能</td> <td>放射線気体廃棄物の処理が完了するまで</td> <td>放射線気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ)^{※3}</td> <td>1台</td> <td>放出管理機能</td> <td>放射線液体廃棄物の処理が完了するまで</td> <td>放射線液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">構造</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>1基</td> <td>放射線物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射線物質漏えい防止機能を除く)</td> <td>管理区域を解除するまで</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ユニット</td> <td>1基</td> <td>換気機能</td> <td>管理区域を解除するまで</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器排気ユニット</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン・ユニット</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※1: 3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2: 維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受ける。 ※3: 1号炉との共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建築)名称 ^{※1}	維持台数 ^{※2}	維持機能	関連する設備の使用が完了するまで	管理区域を解除するまで	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エア・モニタ(プラム諸装置制御室、使用)	各1台	放射線監視機能	関連する設備の使用が完了するまで	管理区域を解除するまで	フロス・モニタ(補助蒸気レベルモニタ)	1台	放射線管理機能	管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ(補助建築排気高ガスモニタ、格納容器排気高ガスモニタ)	各1台	放出管理機能	放射線気体廃棄物の処理が完了するまで	放射線気体廃棄物の処理が完了するまで	排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ) ^{※3}	1台	放出管理機能	放射線液体廃棄物の処理が完了するまで	放射線液体廃棄物の処理が完了するまで	構造	原子炉格納容器	1基	放射線物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射線物質漏えい防止機能を除く)	管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで	原子炉格納容器排気ユニット	1基	換気機能	管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで	他の主要な事項	原子炉格納容器排気ユニット	1基				原子炉格納容器排気ファン	2台				原子炉格納容器排気ファン	2台				原子炉格納容器排気ファン・ユニット	1基				原子炉格納容器排気ファン	1基				<p>第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (4/5)</p> <table border="1"> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建築)名称^{※1}</th> <th>維持台数^{※2}</th> <th>維持機能</th> <th>関連する設備の使用が完了するまで</th> <th>管理区域を解除するまで</th> </tr> <tr> <td rowspan="10">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td>エア・モニタ(プラム諸装置制御室、使用)</td> <td>各1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>関連する設備の使用が完了するまで</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>フロス・モニタ(補助蒸気レベルモニタ)</td> <td>1台</td> <td>放射線管理機能</td> <td>管理区域を解除するまで</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ(補助建築排気高ガスモニタ、格納容器排気高ガスモニタ)</td> <td>各1台</td> <td>放出管理機能</td> <td>放射線気体廃棄物の処理が完了するまで</td> <td>放射線気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ)^{※3}</td> <td>1台</td> <td>放出管理機能</td> <td>放射線液体廃棄物の処理が完了するまで</td> <td>放射線液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">構造</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>1基</td> <td>放射線物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射線物質漏えい防止機能を除く)</td> <td>管理区域を解除するまで</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ユニット</td> <td>1基</td> <td>換気機能</td> <td>管理区域を解除するまで</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器排気ユニット</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン・ユニット</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※1: 3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2: 維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受ける。 ※3: 1号炉との共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建築)名称 ^{※1}	維持台数 ^{※2}	維持機能	関連する設備の使用が完了するまで	管理区域を解除するまで	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エア・モニタ(プラム諸装置制御室、使用)	各1台	放射線監視機能	関連する設備の使用が完了するまで	管理区域を解除するまで	フロス・モニタ(補助蒸気レベルモニタ)	1台	放射線管理機能	管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ(補助建築排気高ガスモニタ、格納容器排気高ガスモニタ)	各1台	放出管理機能	放射線気体廃棄物の処理が完了するまで	放射線気体廃棄物の処理が完了するまで	排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ) ^{※3}	1台	放出管理機能	放射線液体廃棄物の処理が完了するまで	放射線液体廃棄物の処理が完了するまで	構造	原子炉格納容器	1基	放射線物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射線物質漏えい防止機能を除く)	管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで	原子炉格納容器排気ユニット	1基	換気機能	管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで	他の主要な事項	原子炉格納容器排気ユニット	1基				原子炉格納容器排気ファン	2台				原子炉格納容器排気ファン	2台				原子炉格納容器排気ファン・ユニット	1基				原子炉格納容器排気ファン	1基				<p>記載の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建築)名称 ^{※1}	維持台数 ^{※2}	維持機能	関連する設備の使用が完了するまで	管理区域を解除するまで																																																																																																																																				
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エア・モニタ(プラム諸装置制御室、使用)	各1台	放射線監視機能	関連する設備の使用が完了するまで	管理区域を解除するまで																																																																																																																																				
		フロス・モニタ(補助蒸気レベルモニタ)	1台	放射線管理機能	管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで																																																																																																																																				
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ(補助建築排気高ガスモニタ、格納容器排気高ガスモニタ)	各1台	放出管理機能	放射線気体廃棄物の処理が完了するまで	放射線気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																				
		排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ) ^{※3}	1台	放出管理機能	放射線液体廃棄物の処理が完了するまで	放射線液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																				
	構造	原子炉格納容器	1基	放射線物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射線物質漏えい防止機能を除く)	管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで																																																																																																																																				
		原子炉格納容器排気ユニット	1基	換気機能	管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで																																																																																																																																				
	他の主要な事項	原子炉格納容器排気ユニット	1基																																																																																																																																							
		原子炉格納容器排気ファン	2台																																																																																																																																							
		原子炉格納容器排気ファン	2台																																																																																																																																							
		原子炉格納容器排気ファン・ユニット	1基																																																																																																																																							
原子炉格納容器排気ファン		1基																																																																																																																																								
施設区分	設備等の区分	設備(建築)名称 ^{※1}	維持台数 ^{※2}	維持機能	関連する設備の使用が完了するまで	管理区域を解除するまで																																																																																																																																				
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エア・モニタ(プラム諸装置制御室、使用)	各1台	放射線監視機能	関連する設備の使用が完了するまで	管理区域を解除するまで																																																																																																																																				
		フロス・モニタ(補助蒸気レベルモニタ)	1台	放射線管理機能	管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで																																																																																																																																				
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ(補助建築排気高ガスモニタ、格納容器排気高ガスモニタ)	各1台	放出管理機能	放射線気体廃棄物の処理が完了するまで	放射線気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																				
		排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ) ^{※3}	1台	放出管理機能	放射線液体廃棄物の処理が完了するまで	放射線液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																				
	構造	原子炉格納容器	1基	放射線物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射線物質漏えい防止機能を除く)	管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで																																																																																																																																				
		原子炉格納容器排気ユニット	1基	換気機能	管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで																																																																																																																																				
	他の主要な事項	原子炉格納容器排気ユニット	1基																																																																																																																																							
		原子炉格納容器排気ファン	2台																																																																																																																																							
		原子炉格納容器排気ファン	2台																																																																																																																																							
		原子炉格納容器排気ファン・ユニット	1基																																																																																																																																							
原子炉格納容器排気ファン		1基																																																																																																																																								

(注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まれない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																						
6-8	補付書類六 第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (続き)	<p>第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建築)名称^{※1}</th> <th>維持台数^{※2}</th> <th>維持機能</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">施設 原子炉格納 その他発電 用原子炉の 附属施設</td> <td rowspan="4">その他の主要 な事項</td> <td>補助建築給気ユニット</td> <td>1基</td> <td rowspan="4">換気機能 管理区域を解除する</td> <td rowspan="4">※7</td> </tr> <tr> <td>補助建築排気ユニット</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>補助建築排気ユニット</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>補助建築排気ユニット</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>サイゼン発電機</td> <td>1台</td> <td>電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自 動停止機能を除く。)</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>1組</td> <td>電源供給機能</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他主要 施設</td> <td rowspan="4">原子炉格納 冷却</td> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> <td>冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>放射線管理給気ユニット^{※3}</td> <td>1基</td> <td rowspan="4">換気機能(放射線管理室の より除去機能を除く。)</td> <td rowspan="4">※7</td> </tr> <tr> <td>放射線管理排気ユニット^{※3}</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放射線管理給気ユニット^{※3}</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放射線管理排気ユニット^{※3}</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他主要 施設</td> <td rowspan="6">換気設備</td> <td>原子炉格納容器排気筒^{※3}</td> <td>1基</td> <td rowspan="6">換気機能 管理区域を解除する</td> <td rowspan="6">※7</td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>消火機能</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>非常照明</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>照明機能</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受ける。 ※3：1号炉との共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建築)名称 ^{※1}	維持台数 ^{※2}	維持機能	備考	施設 原子炉格納 その他発電 用原子炉の 附属施設	その他の主要 な事項	補助建築給気ユニット	1基	換気機能 管理区域を解除する	※7	補助建築排気ユニット	2台	補助建築排気ユニット	2台	補助建築排気ユニット	2台	非常用電源設備	サイゼン発電機	1台	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自 動停止機能を除く。)	※7	蓄電池	1組	電源供給機能	※7	その他主要 施設	原子炉格納 冷却	海水ポンプ	1台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	※7	放射線管理給気ユニット ^{※3}	1基	換気機能(放射線管理室の より除去機能を除く。)	※7	放射線管理排気ユニット ^{※3}	1台	放射線管理給気ユニット ^{※3}	1台	放射線管理排気ユニット ^{※3}	1台	その他主要 施設	換気設備	原子炉格納容器排気筒 ^{※3}	1基	換気機能 管理区域を解除する	※7	消火栓	1式	消火機能	1式	非常照明	1式	照明設備	1式	照明機能	1式	<p>第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建築)名称^{※1}</th> <th>維持台数^{※2}</th> <th>維持機能</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">施設 原子炉格納 その他発電 用原子炉の 附属施設</td> <td rowspan="4">その他の主要 な事項</td> <td>補助建築給気ユニット</td> <td>1基</td> <td rowspan="4">換気機能 管理区域を解除する</td> <td rowspan="4">※7</td> </tr> <tr> <td>補助建築排気ユニット</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>補助建築排気ユニット</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>補助建築排気ユニット</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>サイゼン発電機</td> <td>1台</td> <td>電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自 動停止機能を除く。)</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>1組</td> <td>電源供給機能</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他主要 施設</td> <td rowspan="4">原子炉格納 冷却</td> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> <td>冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>放射線管理給気ユニット^{※3}</td> <td>1基</td> <td rowspan="4">換気機能(放射線管理室の より除去機能を除く。)</td> <td rowspan="4">※7</td> </tr> <tr> <td>放射線管理排気ユニット^{※3}</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放射線管理給気ユニット^{※3}</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放射線管理排気ユニット^{※3}</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他主要 施設</td> <td rowspan="6">換気設備</td> <td>原子炉格納容器排気筒^{※3}</td> <td>1基</td> <td rowspan="6">換気機能 管理区域を解除する</td> <td rowspan="6">※7</td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>消火機能</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>非常照明</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>照明機能</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受ける。 ※3：1号炉との共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建築)名称 ^{※1}	維持台数 ^{※2}	維持機能	備考	施設 原子炉格納 その他発電 用原子炉の 附属施設	その他の主要 な事項	補助建築給気ユニット	1基	換気機能 管理区域を解除する	※7	補助建築排気ユニット	2台	補助建築排気ユニット	2台	補助建築排気ユニット	2台	非常用電源設備	サイゼン発電機	1台	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自 動停止機能を除く。)	※7	蓄電池	1組	電源供給機能	※7	その他主要 施設	原子炉格納 冷却	海水ポンプ	1台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	※7	放射線管理給気ユニット ^{※3}	1基	換気機能(放射線管理室の より除去機能を除く。)	※7	放射線管理排気ユニット ^{※3}	1台	放射線管理給気ユニット ^{※3}	1台	放射線管理排気ユニット ^{※3}	1台	その他主要 施設	換気設備	原子炉格納容器排気筒 ^{※3}	1基	換気機能 管理区域を解除する	※7	消火栓	1式	消火機能	1式	非常照明	1式	照明設備	1式	照明機能	1式	<p>・記載の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建築)名称 ^{※1}	維持台数 ^{※2}	維持機能	備考																																																																																																																					
施設 原子炉格納 その他発電 用原子炉の 附属施設	その他の主要 な事項	補助建築給気ユニット	1基	換気機能 管理区域を解除する	※7																																																																																																																					
		補助建築排気ユニット	2台																																																																																																																							
		補助建築排気ユニット	2台																																																																																																																							
		補助建築排気ユニット	2台																																																																																																																							
	非常用電源設備	サイゼン発電機	1台	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自 動停止機能を除く。)	※7																																																																																																																					
		蓄電池	1組	電源供給機能	※7																																																																																																																					
	その他主要 施設	原子炉格納 冷却	海水ポンプ	1台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	※7																																																																																																																				
			放射線管理給気ユニット ^{※3}	1基	換気機能(放射線管理室の より除去機能を除く。)	※7																																																																																																																				
			放射線管理排気ユニット ^{※3}	1台																																																																																																																						
			放射線管理給気ユニット ^{※3}	1台																																																																																																																						
放射線管理排気ユニット ^{※3}		1台																																																																																																																								
その他主要 施設		換気設備	原子炉格納容器排気筒 ^{※3}	1基	換気機能 管理区域を解除する	※7																																																																																																																				
			消火栓	1式																																																																																																																						
			消火機能	1式																																																																																																																						
			非常照明	1式																																																																																																																						
			照明設備	1式																																																																																																																						
	照明機能		1式																																																																																																																							
施設区分	設備等の区分	設備(建築)名称 ^{※1}	維持台数 ^{※2}	維持機能	備考																																																																																																																					
施設 原子炉格納 その他発電 用原子炉の 附属施設	その他の主要 な事項	補助建築給気ユニット	1基	換気機能 管理区域を解除する	※7																																																																																																																					
		補助建築排気ユニット	2台																																																																																																																							
		補助建築排気ユニット	2台																																																																																																																							
		補助建築排気ユニット	2台																																																																																																																							
	非常用電源設備	サイゼン発電機	1台	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自 動停止機能を除く。)	※7																																																																																																																					
		蓄電池	1組	電源供給機能	※7																																																																																																																					
	その他主要 施設	原子炉格納 冷却	海水ポンプ	1台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	※7																																																																																																																				
			放射線管理給気ユニット ^{※3}	1基	換気機能(放射線管理室の より除去機能を除く。)	※7																																																																																																																				
			放射線管理排気ユニット ^{※3}	1台																																																																																																																						
			放射線管理給気ユニット ^{※3}	1台																																																																																																																						
放射線管理排気ユニット ^{※3}		1台																																																																																																																								
その他主要 施設		換気設備	原子炉格納容器排気筒 ^{※3}	1基	換気機能 管理区域を解除する	※7																																																																																																																				
			消火栓	1式																																																																																																																						
			消火機能	1式																																																																																																																						
			非常照明	1式																																																																																																																						
			照明設備	1式																																																																																																																						
	照明機能		1式																																																																																																																							

(注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まれない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	理由
6-追-36	追補 (添付書類六) 第2図 評価地点の 概略図	

第2図 評価地点の概略図

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
6-36	追補 (添付書類六) 第2図 評価地点の 概略図 (続き)		<p>・最新図面の反映</p>

第2図 評価地点の概略図

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
7-1	添付書類七 2. 資金調達計画	2. 資金調達計画 廃止措置に要する費用は、全額自己資金により賄う。なお、2号炉の原子力発電施設解体引当金制度による原子力発電施設解体引当金累積積立額（平成29年度末現在）は、約343億円である。 今後、原子力発電施設解体引当金制度による積立期間において、総見積額の全額を積み立てる計画である。	2. 資金調達計画 廃止措置に要する費用は、全額自己資金により賄う。なお、2号炉の原子力発電施設解体引当金制度による原子力発電施設解体引当金累積積立額（平成30年度末現在）は、約348億円である。 今後、原子力発電施設解体引当金制度による積立期間において、総見積額の全額を積み立てる計画である。	・記載の適正化 （最新値の反映）

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。